

# 令和7年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画

## 1 基本方針

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、特定教育・保育施設等の設置者・事業者の責務、特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育）の提供及び施設・事業所の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。なお、指導監査の実施に当たっては、施設・事業所の負担軽減の観点から、効果的・効率的な実施方策を検討することとする。

## 2 対象施設・事業

- (1) 特定教育・保育施設
  - ア 認定こども園（私立）
  - イ 保育所（私立）
  - ウ 幼稚園（私立） ※私学助成を除く。
  
- (2) 特定地域型保育事業
  - ア 小規模保育事業
  - イ 事業所内保育事業
  - ウ 家庭的保育事業
  - エ 居宅訪問型保育事業

※ウ、エの事業については、令和7年4月1日現在、各市町村において実施無し。

## 3 指導形態

- (1) 集団指導  
各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。実施頻度は、年1回以上とする。
- (2) 実地指導  
実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。すべての特定教育・保育施設等を対象に、概ね3年に1回の頻度で実施することとし、特定教育・保育施設等の種類、運営主体及び過去の指導内容等を考慮のうえ、対象を選定する。
- (3) 監査  
実施指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合に、中部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱第11条に基づいて行われる。

## 4 実地指導の重点項目

- (1) 職員の配置（確保）状況の確認  
各施設・事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。各職員の当該特定教育・保育施設等の専任又は他の施設等との兼務の状況があるか。その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地や、当該他の施設等での勤務の実態があるか。（現認や出勤簿の確認等）また、同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、各担当部局が連携し、

可能な限り合同で指導を実施することとされているため、指導監査の方法について検討していく必要がある。

(2) 重要事項説明書に規定すべき事項の確認

重要事項説明書（運営規程等の概要を記した文書）に記載すべき事項をすべて記載しているか。また、特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行った上で同意を得ているか。

(3) 運営規程に規定すべき事項及び市町村への変更届提出の確認

運営規程に、各市町村の条例で定められた重要事項（11項目）をすべて規定しているか。また、運営規程を変更した場合には、市町村に対し確認の変更届を提出しているか。

(4) 処遇改善等加算Ⅱに係る諸手続き及び支給状況等の確認

処遇改善等加算Ⅱの認定を受けた施設・事業所について、副主任等に該当する職員に対し職務命令（発令や辞令交付）を行い、職位等に応じた賃金体系を就業規則や給与規程等に定めているか。また、処遇改善等加算Ⅱを適正に支給しているか（改善不足が生じていないか、対象職員には毎月の手当又は基本給により固定額を支給しているか等）。

(5) 安全対策について

傷害保険の加入状況。治療に30日以上要する事故等が市町村に報告されているか。児童の事故やヒヤリハット発生の状況。安全が確保されているか。

(6) 職員研修の確認

児童虐待防止に関する研修を実施しているか。保育士をはじめとするそれぞれの職務内容に応じた専門性向上のため、施設・事業所内外の研修等を受講しているか。

(7) 法定代理受領額の通知の確認

法定代理受領額の通知が行われているか。

## 5 令和7年度指導監査実施数（予定）

	特定教育・保育施設				特定地域型保育事業							計			
	認定 こども園 (私立)		保育所 (私立)		幼稚園 (私立)		小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業		
	対 象 数	計 画 数	対 象 数	計 画 数	対 象 数	計 画 数	対 象 数	計 画 数	対 象 数	計 画 数	対 象 数	計 画 数	対 象 数	計 画 数	
沖縄市	9	2	51	16	0	0	23	8	2	0	0	0	0	85	26
うるま市	31	11	33	1	1	0	16	6	2	0	0	0	0	83	18
宜野湾市	23	7	15	10	1	0	14	2	3	3	0	0	0	56	22
北谷町	2	1	5	2	0	0	5	1	2	1	0	0	0	14	5
嘉手納町	1	0	3	1	0	0	3	1	1	1	0	0	0	8	3
西原町	4	2	10	4	0	0	2	1	1	0	0	0	0	17	7
読谷村	0	0	10	6	1	0	2	0	0	0	0	0	0	13	6
北中城村	5	1	1	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	9	2
中城村	8	5	2	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	14	6
計	83	29	130	42	3	0	70	19	13	5	0	0	0	299	95

## 令和 7 年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画

### 令和 7 年度追加した事項

#### 4 実地指導の重点項目赤字部分

##### (1) 職員の配置（確保）状況の確認

各施設・事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。

各職員の当該特定教育・保育施設等の専任又は他の施設等との兼務の状況があるか。その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地や、当該他の施設等での勤務の実態があるか。（現認や出勤簿の確認等）また、複数の施設を運営する事業者については、各担当部局が連携し、可能な限り合同で指導を実施することとされているため、指導監査の方法について検討していく必要がある。

##### (2) 令和 6 年度実績で指摘が多かった事項を重点目標としています。

## 令和 7 年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

#### 4 指導監査の重点事項赤字部分

##### (1) 職員の配置（確保）状況の確認

各事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。

各職員が他の施設等との兼務の状況があるか。その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地や、当該他の施設等での勤務の実態があるか。（現認や出勤簿の確認等）また、複数の施設を運営する事業者については、各担当部局が連携し、可能な限り合同で指導を実施することとされているため、指導監査の方法について検討していく必要がある。

##### (2) 令和 6 年度実績で指摘が多かった事項を重点目標としています。